新潟市秋葉区農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申出について

新潟市公告第 508 号で公告の新潟市秋葉区農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案について，農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は，当該農用地利用計画の変更案に対して異議あるときは，下記により市に異議を申し出ることができます。

記

１　申出先及び問い合わせ先

農林水産部 農林政策課　　新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地

TEL 025-226-1767（内線 31767）

FAX 025-226-0021

E-mail nosei@city.niigata.lg.jp

秋葉区役所 産業振興課　　新潟市秋葉区程島 2009

TEL 0250-23-1000

FAX 0250-24-5888

E-mail sangyo.a@city.niigata.lg.jp

２　異議申出期間

令和８年 12 月９日（令和８年 11 月 24 日（縦覧期間満了の日）の翌日から起算して 15 日目）まで。ただし，天災その他やむを得ない事由があるときは，その事由が止んだ日の翌日から起算して１週間以内に申出をしてください。

３　申出にあたっての注意事項

（１）異議の申出方法

異議の申出は次の事項を記載した書面により行ってください。

異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき，総代を互選したとき，又は代理人によって異議申出をするときは，その代表者若しくは管理人，総代又は代理人の氏名及び住所を記載してください。

なお，代表者若しくは管理人，総代又は代理人をして異議申出するときには，その資格を証明する書面を添付してください。

ア　異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ　異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ　異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所

エ　異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った年月日

オ　異議申出の趣旨及び理由

カ　市町村の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

キ　異議申出の年月日

（２）補正

不適法な異議申出に対しては，相当の期間を定めて補正を求めることがあります。

（３）異議の申出の取下げ

異議の申出は，その異議の申出に対する決定があるまでの間は，取下げすることができます。なお，この取下げは書面により行ってください。

（４）異議の申出の決定

異議の申出に対する決定は，令和９年１月 25 日（農用地利用計画の変更案の縦覧期間満了後 60 日目）までに異議申出人に決定書を送付します。